

## 京葉銀カード会員規約 改定箇所

(2025年4月改定)

改定前	改定後
<p><b>第24条（費用の負担）</b></p> <p>会員は、金融機関等にて振込により支払う場合の金融機関等所定の振込手数料その他本規約に基づく債務の支払いに際して発生する各種取扱手数料（ただし、当社が受領するものは除きます）、本規約に基づく費用・手数料等に課される消費税その他公租公課を負担するものとします。</p> <p>&lt;ご相談窓口&gt;</p> <p>2. 宣伝印刷物の送付等営業案内の中止のお申出は、下記までお願いいたします。</p>	<p><b>第24条（費用の負担）</b></p> <p><u>1. 会員は、金融機関等にて振込により支払う場合の金融機関等所定の振込手数料その他本規約に基づく債務の支払いに際して発生する各種取扱手数料（ただし、当社が受領するものは除きます）、本規約に基づく費用・手数料等に課される消費税その他公租公課を負担するものとします。</u></p> <p><u>2. 会員が支払期日において当社に支払うべき債務の口座振替、引落しができない場合、または当社指定口座への振込が支払期日までにされなかった場合には、システム処理料、事務手数料およびその他カード利用代金等（ただし、キャッシング利用代金を除く）の弁済の受領に要する費用として、「当社所定の手数料」を会員は負担するものとします。</u></p> <p>&lt;ご相談窓口&gt;</p> <p>2. <u>カード等の利用、請求内容等に係るお問合わせおよび</u>宣伝印刷物の送付等営業案内の中止のお申出は、下記までお願いいたします。</p>